

特別養護老人ホーム

た ち ば な 園



たちばな園東南側広場からの眺望

社会福祉法人 きょう 杏 なん 南 かい 会

〒519-4325

三重県熊野市有馬町字中曽 3466 番 1

TEL 0597-89-5565 FAX 0597-89-5779

E-mail tachibanaen@za.ztv.ne.jp

tachibana@za.ztv.ne.jp

kyonankai@za.ztv.ne.jp

施設 の 概 要

たちばな園は、熊野市有馬町、金山町の境界に位置し、周囲は海と山の眺望、散策を楽しめる広場など、自然を満喫できる環境にある高齢者の方々の生活を考慮した平屋建ての特別養護老人ホームです。

年々増加する寝たきり及び認知症の方、または脳血管障害で身体不自由となった方など、介護保険法に基づく要介護に認定された方をお迎えしてお世話をさせていただいています。

介護・看護・リハビリテーションはもちろんのこと、ボランティア等の協力も得て、職員や地域の人々との温かい人間関係の中で、希望に満ちた生活を送ることができるよう援助いたします。

事業主体に関すること

キョウナンカイ

事業主体名 社会福祉法人 杏 南 会

役員 理事 6 名 監事 2 名

評議員 評議員 7 名

所 在 地 〒519-4325 三重県熊野市有馬町字中曾 3466 番 1

代表者氏名 理事長 喜田 育男

主な事業 介護老人福祉施設事業（定員 60 名）

「指定介護老人福祉施設」とは、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供する施設です。

短期入所生活介護事業（定員 20 名）

「短期入所生活介護事業所」とは、利用者の心身の状況により、若しくは家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由、または家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るため一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象に、指定短期入所生活介護サービスを提供する施設です。

事業所番号 2 4 7 1 1 0 0 0 1 2

施設等に関すること

施設名 特別養護老人ホームたちばな園（昭和57年10月1日開園）
 （短期入所20床利用開始 平成8年1月1日、短期入所10床利用開始
 平成17年1月1日、短期入所10床特養に転換 平成26年4月1日
 短期入所19床に変更 平成28年4月1日、短期入所20床に変更
 令和3年4月1日）

管理者 喜田 育 男

所在地 〒519-4325 三重県熊野市有馬町字中曽 3466 番 1

敷地の面積 17,486.87 m²

建物の概要 鉄筋コンクリート造平屋建て・全館冷暖房完備・床面積2,551.12 m²

居室の概要 本館1人部屋2室（多床室扱い） 本館2人部屋2室（多床室）
 本館4人部屋11室（多床室） 新館2人部屋10室（多床室）
 別館1人部屋10室（従来型個室）

職員体制（令和8年4月1日現在）

職 種	職 員 数	備 考
施 設 長	1 人	
事 務 員	2 人	
生 活 相 談 員	1 人	介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	2 人	うち1人生活相談員と兼務、うち1人看護職員と兼務
介 護 職 員	27 人	うち2人パート
介護補助職員	5 人	うち1人パート
看 護 職 員	4 人	うち1人機能訓練指導員と兼務、うち1人介護支援専門と兼務 うち1人パート
機能訓練指導員	1 人	看護職員と兼務
栄 養 士	1 人	
雑 務 職 員	1 人	アルバイト
用 務 員	5 人	アルバイト
運搬雑務職員	1 人	アルバイト
宿 直 員	3 人	

委託契約職員

職 種	委託職員数	備 考
嘱託医	1 人	

介護福祉士 21名 介護支援専門員 3名 認知症介護指導者 1名
認知症介護実践者 4名 認知症介護実践リーダー 4名 認知症ケア専門士 3名

夜間勤務体制 介護職員 3名 管理宿直 1名

提供するサービスに関すること

食事、家事等 【食 事】 1日3食 朝食 7時30分～
昼食 11時30分～
夕食 17時15分～

【家 事】洗濯、居室清掃、ベットメイキング、ゴミ出し等毎日実施します。

【その他】買物代行、官公庁手続、郵便物、宅配便取次ぎ、銀行等への入出金の代行等。

介 護 食事介助、排泄介助、おむつ交換、入浴介助（一般入浴・特殊浴槽入浴・シャワー浴）、清拭、身辺介助（居室からの移動、衣類の着脱等）。

健 康 管 理 【診 察】 嘱託医が毎週木曜日診察を行います。
【健康相談】 看護職員が行います。
【機能訓練】 機能訓練指導員（看護職員兼務）が行います。
残存機能維持・拘縮予防等のため、利用者の身体状況に応じて機能訓練を行います。
【栄養相談】 管理栄養士が行います。
低栄養状態の予防・改善のため、利用者（長期）の摂取状況から「栄養ケア計画」を作成いたします。これらの計画については、利用者又はご家族様に確認をお願いし、同意していただきます。

入退所等に関すること

入所の条件等

長期入所 原則要介護3以上と認定された方が入所できます。（介護保険被保険者証をご確認下さい。）ただし、特例として、要介護1・2の方でも、やむをえない事由により在宅での生活が困難な状況にあると入所検討委員会で判定されれば、新規入所が認められる場合があります。

入所の場合には、「重要事項説明書」を確認の後、入所契約書を取り交わしていただきます。なお、当施設は医療機関ではありませんので、医療行為の必要な方、入院治療等の必要な方、精神病や著しい性格異常の方、伝染病等の方は入所できません。入所後の病気やけがの治療は病院等で受け

ていただくことになり、医療費は入所者の負担となります。入退院時の付添い移送はしますが、入院中の付添いはしません。入院した場合概ね3か月以内に退院すれば、退院後も再び入所できますが、入院が90日以上となった場合は、契約は解除されます。また、90日以上入院が見込まれる場合においても契約は解除されますが、入院後概ね3か月以内に退院すれば、退院後も再び施設に優先的に入所できるよう努めます。

短期入所 要介護1～5と認定された方が利用できます。(介護保険被保険者証をご確認下さい。)

利用される場合は、「重要事項説明書」を確認の後、入所契約書を取り交わしていただきます。なお、当施設は医療機関ではありませんので、医療行為の必要な方、入院治療等の必要な方、精神病や著しい性格異常の方、伝染病等の方は利用できません。利用中の病気やけがの治療は病院等で受けていただくことになり、医療費は利用者の負担となり、入院された場合は退所となります。

施設利用申込 長期入所の申込みは、たちばな園へ直接申し込むか、指定居宅介護支援事業者に申し込んでください。
短期入所の申込みは、指定居宅介護支援事業者に申し込んでください。

入所時の提示 介護保険被保険者証、健康保険証、健康手帳、老人医療受給者証、障害者手帳、印鑑(本人及び家族両方)

入所時の預り 介護保険被保険者証、健康保険証、健康手帳、老人医療受給者証、障害者手帳

持ち込み物 次の物以外は、原則として持ち込みできません。(長期入所・短期入所共)衣類、歯ブラシ、ポリデント、洗面タオル、バスタオル、楽のみ、はき物、ティッシュペーパー、タオルケット、毛布(上記以外の物につきましては、ご相談ください。)

居室の決定方法 本人の希望と部屋の空き状況等により決定します。ただし、ご本人の心身の状態、状況等により居室を決定または変更する場合があります。

日常生活 日常生活は、心身の状態に合わせて必要な全ての援護が、職員によって行われ、変化に富んだ食事、入浴、排泄等もそれぞれの入所者に合わせて行われており、食べやすい調理、入浴介助、排泄介助が並行して行われております。

生きがいのある生活を営んでいただけるよう、月間行事、年間行事、諸

活動と数多くのレクレーションが組み、楽しい生活ができるよう配慮されております。

健康管理については、個々の入所者の心身の状態、症状に応じて、嘱託医師、看護職員等による健康管理が適切に行われており、相談員、介護職員、栄養士等他の職員に伝達され、さまざまな生活プログラムの中で各職種が連携しつつ、一貫した対応をいたしております。

衛生管理については、食品衛生はもとより、入所者の身体を清潔に保つとともに、入浴、寝具についても衛生管理を徹底いたしております。

協力医療機関 紀南病院 畑中歯科医院

契約の解除 次の場合は、契約を解除します。

- ① 契約締結時に虚偽の申告をし、不正に入所したとき。
- ② 自己負担金、食事代等を2か月以上遅延したとき。
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により他の入所者、職員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行ったとき。
- ④ 病院又は診療所に連続して90日以上入院した場合。
- ⑤ 病院又は診療所に90日以上入院が見込まれる場合。
- ⑥ 介護老人福祉施設に入所又は介護療養型医療施設に入院した場合。

※ 入所者の方が契約を解約しようとするときは、7日以上予告期間が必要です。

介護サービス利用料（長期入所）

多床室及び従来型個室を利用される場合

要介護1	日額 5,890 円	利用者負担日額 589 円
要介護2	日額 6,590 円	利用者負担日額 659 円
要介護3	日額 7,320 円	利用者負担日額 732 円
要介護4	日額 8,020 円	利用者負担日額 802 円
要介護5	日額 8,710 円	利用者負担日額 871 円

次の加算を算定いたします。

・夜間勤務職員配置加算

夜勤時間帯において、月毎の1日平均夜勤職員数が、夜勤職員配置基準数に加えて常勤換算1人以上に相当する配置。

1日 130 円

・看護体制加算Ⅰ

看護職員において常勤の看護師を1人以上配置。

1日 40 円

・看護体制加算Ⅱ

看護職員配置基準数に加えて常勤換算1人以上の看護職員

を配置し、病院等との連携により、24 時間連絡体制を確保。

1 日 80 円

- ・日常生活継続支援加算

算定前 6 月間又は 12 月間において、新規の入所者総数における要介護 4 又は 5 の者の割合が 70%以上。又は日常生活自立度Ⅲ以上の者の割合が 65%以上。算定前 3 月間において、介護職員のうち介護福祉士が常勤換算 10 人以上。

1 日 360 円

- ・介護職員等处遇改善加算

1 か月の介護サービス利用料金総額の 16.3%

各種条件に該当する場合は、次の加算を算定いたします。

- ・初期加算

新規入所された場合

1 日 300 円（最大 30 日間算定）

- ・外泊・入院加算

外泊・入院された場合

1 日 2,460 円（最大 12 日間算定）

- ・認知症専門ケア加算Ⅱ

認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の場合

1 日 40 円

- ・療養食加算

医師の指示箋に基づく療養食を提供する必要がある場合

1 食 60 円

- ・経口維持加算Ⅰ

医師の指示書に基づき、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる状態であり、経口摂取維持の取組が必要で特別な栄養管理を行う必要がある場合

1 か月 4,000 円

- ・協力医療機関連携加算

外部の医療機関と連携体制を構築し、入所者の医療ニーズに対応している場合

1 か月 500 円

- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ

感染症発生時に適切に対応できるよう、医療機関との連携体制を整備し、施設職員が研修・訓練等に継続的に参加している場合

1 か月 100 円

- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ

施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を医療機関の医師若しくは看護師等により受けた場合

1 か月 50 円

- ・若年性認知症入所者受入加算

医師により若年性認知症と診断された場合

1 日 1,200 円

- ・退所前連携加算

入所期間が1月を超える入所者の退所時に、指定居宅介護支援事業者に対して、サービスに必要な情報を提供し、サービスの利用に関する調整を行った場合
1か月 5,000円（入所者1人につき1回を限度として算定が可）

- ・退所時情報提供加算

入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、入所者の情報を提供した上で、入所者の紹介を行った場合
1か月 2,500円（入所者1人につき1回に限り算定が可）

- ・看取り介護加算

看取り介護を行った場合

他界された日以前31日以上45日以下については1日につき720円

他界された日以前4日以上30日以下については1日につき1,440円

他界された日の前日及び前々日については1日につき6,800円

他界された日については1日につき12,800円

- ・安全衛生対策加算

事故の発生又は再発を防止するための措置を講じている場合

1か月 200円（入所時に1回のみ算定が可）

- ・科学的介護推進体制加算

入所者ごとの心身の状況などの情報を厚生労働省にデータを提出してフィードバックを受け、その結果を踏まえてケア内容の見直し等を行った場合

1か月 500円

- ・再入所時栄養連携加算

医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食新規導入等、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合

1回 4,000円（再入所時1回のみ算定）

- ・排泄支援加算

排泄障害等により排泄介護を要し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合

1か月 100円

排尿・排便のどちらか一方が改善又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合

1か月 150円

両方が改善した場合

1か月 200円

- ・褥瘡マネジメント加算Ⅰ

褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合

1か月 30円（加算ⅠとⅡの併算不可）

- ・栄養管理基準減算

管理栄養士を配置していない場合

1日 △140円

- ・褥瘡マネジメント加算Ⅱ

施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合

1 か月 130 円（加算ⅠとⅡの併算不可）

以上の加算を前頁の介護サービス利用料金に加えた額の1割が利用者の負担となります。ただし、介護保険者（紀南介護保険広域連合等）発行の負担割合証に2割又は3割負担とある場合には、1割ではなく、2割又は3割負担となります。

介護サービス利用料・利用期間等（短期入所）

要介護1	日額 6,030 円	利用者負担日額 603 円
要介護2	日額 6,720 円	利用者負担日額 672 円
要介護3	日額 7,450 円	利用者負担日額 745 円
要介護4	日額 8,150 円	利用者負担日額 815 円
要介護5	日額 8,840 円	利用者負担日額 884 円

次の加算を算定いたします。

- ・夜間勤務職員配置加算

夜勤時間帯において、月毎の1日平均夜勤職員数が、夜勤職員配置基準数に加えて常勤換算1人以上に相当する配置。

1 日 130 円

- ・サービス提供体制強化加算

介護職員における介護福祉士の占める割合が60%以上の場合

1 日 180 円

- ・介護職員等処遇改善加算

1 か月の介護サービス利用料金総額の16.3%

各種条件に該当する場合は、次の加算を算定いたします。

- ・送迎加算

入退所に際して、送迎を行った場合

1 回 1,840 円

- ・療養食加算

医師の指示箋に基づく療養食を提供する必要がある場合

1 食 80 円

- ・若年性認知症入所者受入加算

医師により若年性認知症と診断された場合

1 日 1,200 円

- ・認知症行動・心理症状緊急受入加算

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急にショートステイを利用すべきと判断した場合

1日2,000円

・緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に行うとなっていない状態で緊急に受け入れた場合

1日900円

・継続利用減算

連続して30日を超えて利用された場合

1日300円（減算）

以上の加算を前頁の介護サービス利用料金に加えた額の1割が利用者の負担となります。ただし、介護保険者（紀南介護保険広域連合等）発行の負担割合証に2割又は3割負担とある場合には、1割ではなく、2割又は3割負担となります。

介護度別「区分支給限度額」と「1割負担、または2割負担で利用可能な日数」

介護度	区分支給限度額	利用可能日数	1日の単位数
要介護1	16,765単位/月	27日/月	616
要介護2	19,705単位/月	28日/月	685
要介護3	27,048単位/月	30日/月	758
要介護4	30,938単位/月	30日/月	828
要介護5	36,217単位/月	30日/月	897

※1 上記の表は、短期入所サービスだけ利用する場合にあてはまるものです。短期入所サービス以外のサービスを利用した場合は、前記の表の利用可能日数を利用できないことがあります。

※2 送迎を利用されますと、前記の支給限度額より差し引かれます。（送迎1回184単位）

※3 要介護3～5については、計算上30日間を超える日数の利用ができますが、連続30日間を超えて介護報酬は算定できないという制限があるため、1か月につき最高30日しか利用できません。

介護サービス利用料の改定（長期入所・短期入所）

介護給付費体系の変更があった場合、変更になります。（3年に一度見直しされる予定）

利用者負担軽減制度について

対象者の要件 市町村民税世帯非課税者であって、定められた要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、市町村が認めた方。（市町村にご相談ください。）

減額割合 減額割合は1/4（利用者負担第1段階の方は1/2）を原則とする。

実費負担となるもの

居住費・食費（長期利用者）

	（多床室居住費）	（従来型個室居住費）	（食費）
利用者第1段階	日額 0 円	日額 380 円	日額 300 円
利用者第2段階	日額 430 円	日額 480 円	日額 390 円
利用者第3段階①	日額 430 円	日額 880 円	日額 650 円
利用者第3段階②	日額 430 円	日額 880 円	日額 1,360 円
利用者第4段階	日額 915 円	日額 1,231 円	日額 1,445 円

※上記の段階は紀南介護保険広域連合会等の行政機関で決定され通知されます。

※利用者が外泊・入院等で居室を開けておく場合は、第1段階から第3段階の利用者は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目から別途料金（多床室を利用されていた方1日915円、従来型個室を利用されていた方1日1,231円）が発生いたします。ただし、入院期間中、空床の1床を短期入所生活介護に活用することに同意していただく場合は、その活用された期間のみ別途料金を支払う必要はありません。

※令和8年8月1日から次の通り変更となります。

多床室居住費	第3段階②	日額	530 円
従来型個室居住費	第3段階②	日額	980 円
食費	第3段階①	日額	680 円
食費	第3段階②	日額	1,420 円
食費	第4段階	日額	1,545 円

居住費・食費（短期利用者）

	（多床室居住費）	（従来型個室居住費）	（食費）
利用者第1段階	日額 0 円	日額 380 円	日額 300 円
利用者第2段階	日額 430 円	日額 480 円	日額 600 円
利用者第3段階①	日額 430 円	日額 880 円	日額 1,000 円
利用者第3段階②	日額 430 円	日額 880 円	日額 1,300 円
利用者第4段階	日額 915 円	日額 1,231 円	日額 1,445 円

※食費は、基本として朝食305円、昼食570円、夕食570円で計算いたしますので、
上記の段階別日額に満たない場合は、その額となります。

※上記の段階は紀南介護保険広域連合会等の行政機関で決定され通知されます。

※令和8年8月1日から次の通り変更となります。

多床室居住費	第3段階②	日額	530 円
従来型個室居住費	第3段階②	日額	980 円
食費	第3段階①	日額	1,030 円
食費	第3段階②	日額	1,360 円
食費	第4段階	日額	1,545 円

朝食345円、昼食600円、夕食600円で計算いたしますので、上記の段階別日額に満たない場合は、その額となります。

介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービス（短期）

特別な食事費 実費（短期・長期共 希望する場合）

理美容費	カット 1,800 円、パーマ 3,000 円（短期・長期共 希望する場合）
日用品費	実費（短期・長期共 個人専用として使用する場合）
教養娯楽費	実費（短期・長期共 個人専用の新聞、雑誌および趣味的活動に要する物、希望者を募り実施する旅行等の場合）
預り金管理費	日額 50 円（長期 希望する場合）
健康管理費	実費（短期・長期共 インフルエンザ予防接種等を希望する場合）
電気器具使用料	一点 1 日 50 円（短期・長期共 テレビ等を持ち込みされた場合）
その他、利用者が負担することが適当と認められるもの	実費（短期・長期共）

※介護給付費体系の変更があった場合、利用料金を変更します。居住費・食費を含む他の実費負担となるものについては、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して、変更を行う日までに説明したうえで、金額を変更します。

社会福祉法人杏南会の沿革

昭和56年11月12日	社会福祉法人杏南会の設立認可
昭和56年12月8日	社会福祉法人杏南会設立登記
昭和57年9月27日	特別養護老人ホームたちばな園(定員50名)建設工事完了 (日本財団補助金140,000,000円) (熊野市補助金44,303,000円)
昭和57年10月1日	特別養護老人ホームたちばな園(定員50名)設置認可、運営開始
昭和58年4月1日	空床利用の老人短期入所事業運営開始
平成4年12月11日	熊野市土地開発公社より土地購入 490㎡(1,265,000円)
平成6年8月31日	ショートステイ棟(定員20名)建設予定地造成工事完了
平成7年12月15日	ショートステイ棟(定員20名)建設工事完了 (日本財団補助金37,000,000円) (三重県補助金13,864,000円)
平成8年1月1日	ショートステイ20床運営開始
平成8年9月17日	大規模修繕工事完了(日本財団補助金10,000,000円) 主な修繕内容 床及びクロス張替え 外壁一部補修 浴室一部補修
平成9年12月19日	大規模修繕工事完了(国庫補助金44,013,000円) 主な修繕内容 屋上の防水、外壁及び高架水槽塗装 浄化槽の改修 浴室一部補修 居室等入り口戸の取り付け
平成10年12月20日	大規模修繕工事完了(国庫補助金43,312,000円) 主な修繕内容 給湯ボイラの改修 空調機の改修 給湯管の一部改修
平成11年12月27日	短期入所生活介護事業の指定 介護老人福祉施設については、みなし指定
平成11年12月28日	居宅介護支援事業の指定
(平成12年4月1日 介護保険制度施行)	
平成13年3月31日	居宅介護支援事業の休止
平成14年4月1日	㈱ニチダン 給食業務委託開始
平成15年4月10日	熊野市より土地購入 4,869.87㎡(11,759,640円)
平成16年11月30日	居宅介護支援事業の廃止
平成16年12月20日	ショートステイ棟(定員10名)建設工事完了(全額自己資金)
平成17年1月1日	ショートステイ10床運営開始
平成17年2月19日	建物一部改修工事完了(全額自己資金) (改修箇所:倉庫 居室1 特別浴室 一般浴室 脱衣所)
平成17年7月10日	建物一部改修工事完了(全額自己資金) (改修箇所:医務室 看護師室)
平成17年8月10日	建物一部改修工事完了(全額自己資金) (改修箇所:事務室 応接室)
平成18年5月31日	倉庫新築工事完了(全額自己資金)
平成20年8月22日	食堂棟増築・改修工事完了(全額自己資金)
平成20年10月31日	㈱ニチダン 給食業務委託終了
平成20年11月1日	㈱魚国総本社三重支社 給食業務委託開始
平成22年2月20日	本館屋上防水改修工事完了(全額自己資金)
平成22年3月21日	テレビ幹線改修工事完了(全額自己資金)
平成22年12月28日	ショートステイ棟改修工事完了(日本財団補助金15,000,000円) (改修箇所:屋上防水 外壁渡り廊下塗装 床シート壁クロス張り替え)
平成23年3月22日	スプリンクラー設備整備工事完了(三重県補助金42,585,000円)
平成23年6月25日	省エネ改修事業工事完了(国庫補助金10,814,000円) (内容:電気ヒートポンプ給湯機「エコキュート」設置 底取付 日射調整 フィルム貼り付け) 既存のボイラと地下タンク撤去
平成24年7月31日	節電改修工事(国庫補助金4,597,773円) 既存のエアコンを撤去し、インバーターハウジング空調機へ更新
平成24年10月29日	たちばな園と熊野市「災害時における協力に関する基本協定書」締結
平成25年4月1日	熊野市と市有財産譲与契約書締結(熊野市飛鳥町大又字布250番 旧飛鳥小学校校舎 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1,195㎡)
平成25年4月1日	熊野市と市有地財産使用貸借契約書締結 熊野市飛鳥町大又字布140番、140番1、141番、142番、143番、246番1 247番、248番、248番2、249番、250番の土地5,261㎡のうち、4,397.10㎡

平成 25 年 7 月 8 日	たちばな園あすか職員用駐車場用地79㎡購入(197,500円) 熊野市飛鳥町大又字布245番1
平成 25 年 8 月 9 日	たちばな園あすか職員用駐車場用地489㎡購入(1,222,500円) 熊野市飛鳥町大又字布263番1
平成 26 年 3 月 14 日	東紀州地域(尾鷲市、熊野市、北牟婁郡及び南牟婁郡)に所在する 特養及び老健と災害時相互支援協定書締結
平成 26 年 4 月 1 日	特養定員50名→60名(26.3.27認可)、ショートステイ定員30名→20名(10名特養転換)
平成 26 年 12 月 16 日	特別養護老人ホームたちばな園あすか(定員70名・ショートステイ8名) 新築・改修工事完成 (三重県補助金236,250,000円)(熊野市補助金150,000,000円)
平成 27 年 1 月 28 日	特別養護老人ホームたちばな園あすか(定員70名)設置認可
平成 27 年 2 月 1 日	特別養護老人ホームたちばな園あすか(定員70名)介護老人福祉施設 の指定 運営開始 ユニット型短期入所生活介護(空床利用)の指定事業者の指定 運営開始 従来型短期入所生活介護(定員8名)の指定事業者の指定 運営開始
平成 28 年 4 月 1 日	たちばな園ショートステイ定員20名→19名(看護師配置関係で1名減とする)
平成 28 年 7 月 31 日	たちばな園給水設備改修工事完了(全額自己資金) (内容:高架水槽と本館受水槽を撤去し、加圧送水ポンプ及び受水槽設置)
平成 28 年 12 月 27 日	たちばな園あすかと熊野市「災害時における協力に関する基本協定書」締結
令和 2 年 9 月 18 日	たちばな園ナースコール設備更新工事完了(全額自己資金)
令和 3 年 4 月 1 日	たちばな園ショートステイ定員19名→20名(令和3年度介護報酬改定の関係)
令和 4 年 3 月 31 日	たちばな園あすか浄化槽流入調整槽設置工事完了(全額自己資金)
令和 4 年 4 月 30 日	たちばな園高圧各所更新工事完了(全額自己資金)
令和 5 年 2 月 10 日	たちばな園防犯カメラ設置工事完了(全額自己資金)
令和 5 年 8 月 1 日	たちばな園太陽光発電システム設置工事完了(パネル178枚設置、全額自己資金)

至紀和町

たちばな園案内図

火葬場

〒519-4325

三重県熊野市有馬町字中曽 3466 番 1

社会福祉法人 杏南会

特別養護老人ホームたちばな園



R311



ゴルフクラブ熊野

コメリ

産田神社

有馬中学校

熊野市消防本部

オレンジロード

有井駅

有馬小学校

花の窟神社

R42

至新宮

KUMON

※ J R 熊野市駅から
たちばな園まで車で約 10 分

至尾鷲

七 里 御 浜 海 岸

特別養護老人ホームたちばな園配置図

